

裾野市官民データ活用推進計画

裾野市
裾野市データ活用推進本部

平成30年11月1日

■文書の新規策定／改正

版数	改正／施行年月日	文書の新規策定／改定内容	作成部署	備考
初版	作成：平成３０年１１月１日 施行：平成３０年１１月１日	新規策定	企画政策課 情報政策室	
	改正：平成 年 月 日 施行：平成 年 月 日			
	改正：平成 年 月 日 施行：平成 年 月 日			
	改正：平成 年 月 日 施行：平成 年 月 日			
	改正：平成 年 月 日 施行：平成 年 月 日			
	改正：平成 年 月 日 施行：平成 年 月 日			
	改正：平成 年 月 日 施行：平成 年 月 日			

（注意）

- (1) 本文書を一部改正したときは、当該一部改正に係る部分（影響するページ）を加除方式により差し替え、最新化する。
- (2) 本文書を全部改正したときは、各所属で管理する改正前の本文書を速やかに回収する。

裾野市官民データ活用推進計画 目次

1	本計画をめぐる動向と裾野市の現状及び課題	1
2	裾野市官民データ活用推進計画の目的	4
3	裾野市官民データ活用推進計画の位置付け	5
4	裾野市官民データ活用推進計画の推進体制	7
5	官民データの利活用の推進に関する施策の基本的な方針	9
6	個人情報の適正な取扱いとセキュリティの確保	19
7	関連法令・条例・基準・資料等	20

1 本計画をめぐる動向と裾野市の現状及び課題

1. 1 全国的な動向

近年のICT（情報通信技術）の急速な発展に伴い、ICTを利活用することによる事務・事業の高度化・スマート化が行政組織の重要な課題となってきた。

国においては平成13年の「e-Japan戦略」の制定を始めとして、時代に合わせた変更を加えながら行政のICT化を強力に推進してきたが、最新の戦略の結果として平成28年12月に「官民データ活用推進基本法」が公布・施行され、平成29年5月30日に「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が制定された。この中ではICT化の推進による行政の効率化や高度化とともに行政等の保有するデータの利活用も盛り込まれており、また地方行政における取組を積極的に後押しする内容となっている。

世界的には、ビッグデータやオープンデータ等の利活用に関する取組が徐々に経済活動に展開しており、各種産業におけるマーケティングや傾向分析・将来予測において、さらなる高度化の要因となっているほか、事業の主要な情報源として活用されている（総務省 平成29年版 情報通信白書 第2章第1節 広がるデータ流通・利活用（平成29年7月））。

また、蓄積データと技術の発展により、これまでスーパーコンピューターを必要としていたデータの分析やシミュレーションなどが、より一般的なものとなり、国内地方自治体でもAIやRPAの導入についての実用レベルでの事例が生まれている（総務省 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等（平成30年3月28日））。

一方で、膨大な量を有する行政機関のデータについては、目的外利用の禁止やプライバシー保護の観点から、これまで活用の範囲が限られていたが、今後民間企業等が保有するデータを含め統合的な利活用を促進することが求められている。

1. 2 裾野市の現状

(1) ICT化の推進

平成15年度以降グループウェアやファイルサーバーを利用した情報の共有化や、ネットワーク・システム全体を最適化するなどのセキュリティ対策の強化を進めると共に、他自治体に先駆け平成24年度に基幹システムのクラウド化を果たし、自治体業務のICT化を積極的に推し進めている。

(2) オープンデータの取組

平成25年に、静岡県との取組に同調し、県内市町では最も早くオープンデータの取組を開始した。平成26年には他市町と連携した活用の研究を実施。平成27年にはオープンデータをバックデータに使用した裾野市版5374（ゴミナシ）や子育て支援アプリのサービスを開始するなど、積極的な取組を進めている。

(3) 統計情報の活用

各計画の策定においては、各分野における基幹統計やRESASを照会する等データ利活用を進めている。

(4) 民との連携

防災や地方創生分野で企業との関係強化を図ると共に、市民協働によるまちづくりを推進し、地域活動による課題解決を積極的にサポートしている。

(5) 推進体制の確保

データ利活用は、これまで統計利用という位置づけで取り組んでいたが、分野横断的な取組としては不十分な側面があった。このため本計画の策定を前に市長訓令により裾野市データ利活用推進本部を設置（平成30年8月）し全庁的な推進体制を確保することとした。

1. 3 データ利活用時代における裾野市の課題

全国的に少子高齢化・人口減少が進行する中で、市においても例外なく同じ課題を抱えており、さらなる業務の改善と市民サービスの向上に向けて、新たな戦略と根拠に基づいた計画的な施策の実施が必要となっている。

加えて、地方創生、市民ニーズの多様化、スマートデバイスの一般化による行政手続きの電子化・簡素化・ユビキタス化や、税制改正などに伴う税収減が予測されるなど、様々な外部要因に素早く対応し、安定的で持続的な行財政運営と高水準な市民サービスの確保のために、ICT化推進の加速化による事務・事業の高度化が求められている。その中で、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を情報化により最適な配分をすることで最大限の効果を出す必要がある。

また、市民による地域活動や民間企業の経済活動に資するため、オープンデータ化の取組の更なる推進、行政外データの利活用の推進による官民連携や新たな価値の創出が求められている。

2 裾野市官民データ活用推進計画の目的

2. 1 概要

政策立案におけるデータ分析・利活用を進めることで、地域の実情に合わせた課題解決策の展開が期待されていることから、官民データの積極的な利活用の推進が重要となっており、前項で示した動向・現状に由来する課題に対応すべく、裾野市官民データ活用推進計画（以下、本計画という）を策定する。

2. 2 策定の目的

本計画では、官民データを利活用することで、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）で最大限の効果を出すまちを実現することを目的とし、以下の取組を推進する。

（１）データ利活用の推進

官（市）および民（市民・企業・NPO等、行政以外を指す）が保有するデータを、分野を限定せずに積極的に活用する。

- I. 官（市）におけるデータの利活用を進める。
- II. 民におけるデータの利活用を共に進める。
- III. 官・民、またそれぞれ相互のデータによる連携をより強固にする。

（２）データ利活用時代における各施策へのICT導入の推進

新技術を常に捕捉し、必要な技術を過不足無く、柔軟に導入することによるリソースの最適配分の実現に努め、データ利活用を推進したまちづくりを進める。

以上により、政策形成・評価プロセスにおいてデータの利活用を進め、市政運営の透明化・効率化・高効果化、地域経済への寄与、市民活動の活性化等の好循環を生み、地域価値を高め、安全安心で豊かな住みよいまちづくりの実現につなげる。

3 裾野市官民データ活用推進計画の位置付け

3. 1 本計画の法令上の位置づけ

本計画は、「官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）」第9条第3項に規定される市においては策定努力義務のある計画として策定する。

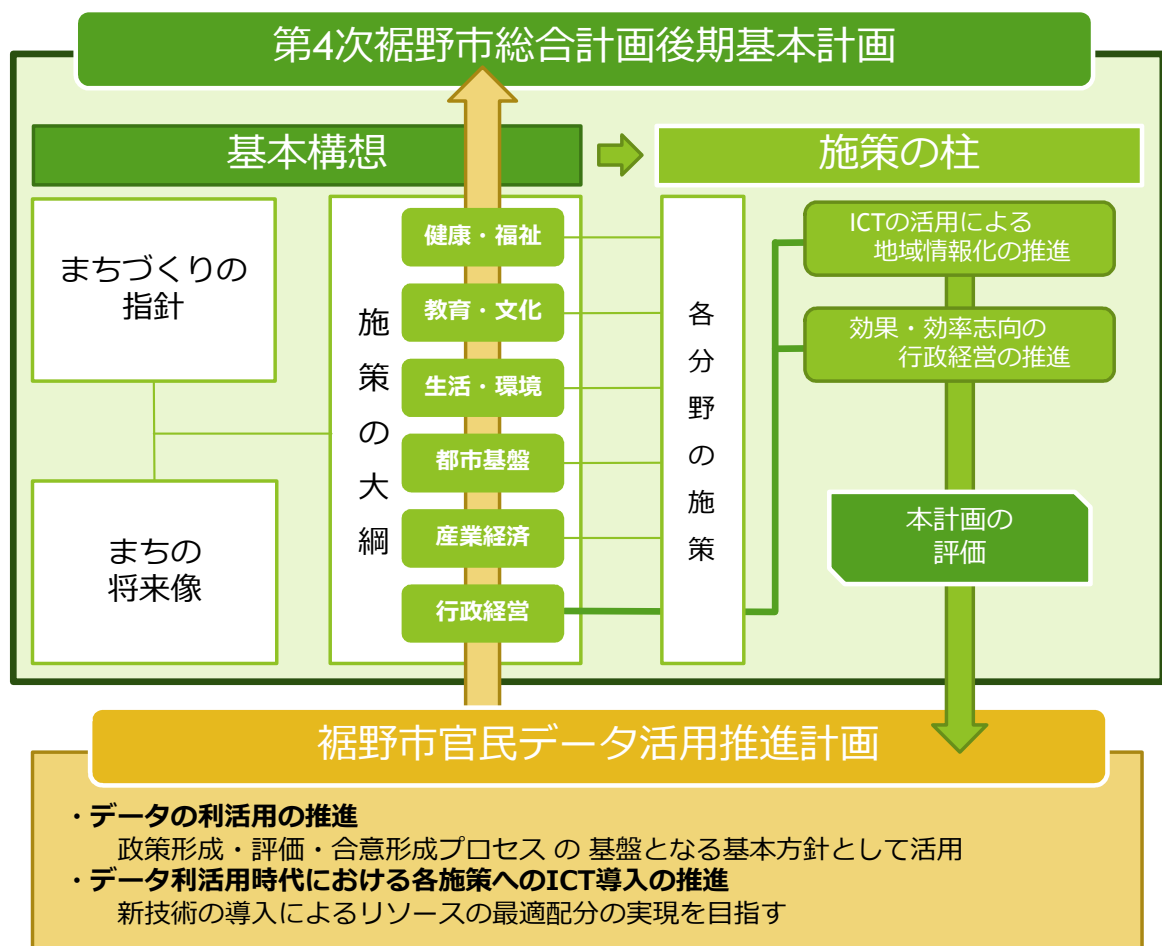
3. 2 本計画と本市の他計画との関係

本計画は、第4次裾野市総合計画後期基本計画（以下、総合計画という）における「政策形成プロセスの高度化」をより具体化し、各分野（施策の大綱、施策の柱）における政策形成・評価・合意形成プロセスの基盤となる取組を示した基本方針である。

また、各施策におけるデータ利活用に資するICT導入の検討指針とする。

本計画は総合計画の下位計画として位置付け、また総合計画の各施策の実施にあたっては、本計画の基本方針と手法を協調し活用を図るものとする。

なお、本計画は官民データの利活用推進に向けた基本方針を示したものであるため、本計画において個別事業の進捗管理は実施しない。



<図 裾野市官民データ活用推進計画の位置付け>

3. 3 本計画の評価

本計画の評価については、総合計画で施策の柱として定められている、「ICTの活用による地域情報化の推進」および「効果・効率志向の行政経営の推進」に基づき裾野市データ利活用推進本部で実施する。

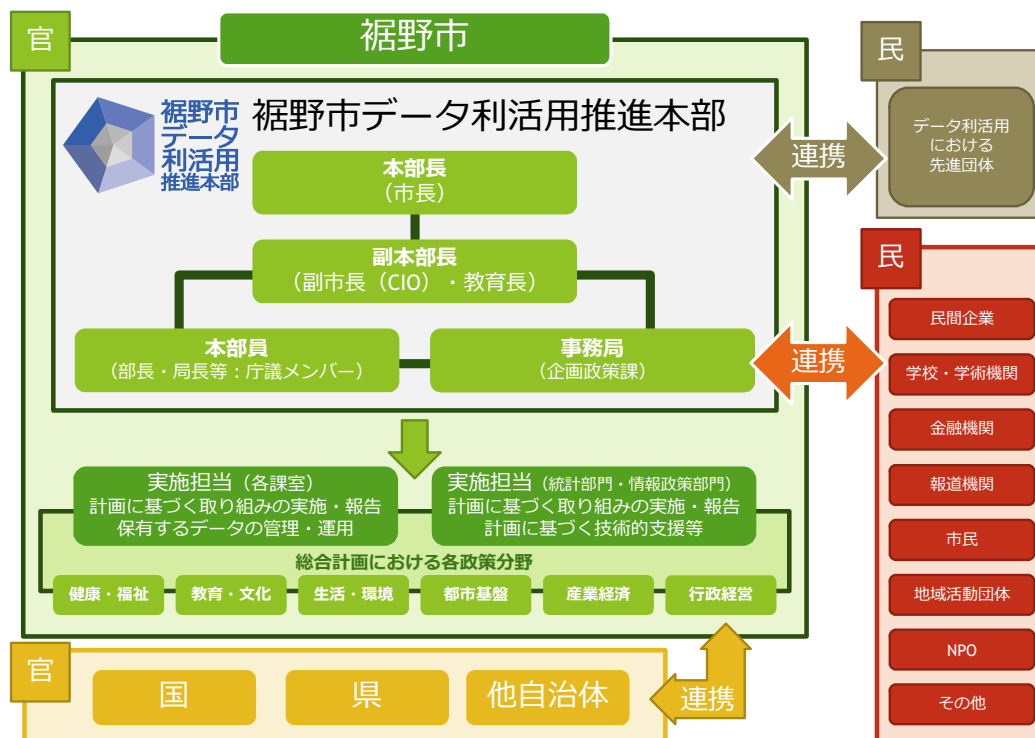
3. 4 本計画の計画期間

本計画の計画期間は総合計画の計画期間に合わせ、平成32年度末までとする。その後は、次期総合計画および社会・経済・ICT進歩の状況等の反映を目的に概ね2年を目処に改版または次期計画の策定を実施するものとする。

4 裾野市官民データ活用推進計画の推進体制

4. 1 市推進体制

本計画の推進に当たって、庁内を横断する取組とするために、「裾野市データ利活用推進本部」を「裾野市データ利活用推進本部設置要領」に基づき設置した（平成30年8月）。同推進本部においては、各担当部署での積極的なデータの利活用を推進し、定期的に各施策の報告を受けるとともに進捗および効果に関する評価・分析を行い、その結果を市の行政運営に反映していく。



＜図 裾野市データ利活用推進体制＞

4. 2 民との関係

本計画の推進に当たって、民との連携の強化が必要不可欠である。連携においては裾野市データ利活用推進本部が窓口にあたる。ニーズの把握や合意形成、課題解決のため、ハッカソン・アイデアソン・ラウンドテーブル等ワーキングを前提とした意見交換の場や、共にデータ利活用・作成する場を定期的に設け、政策形成または本計画に適宜反映させる。

また、市民協働によるまちづくりについては、数値を元に各区等の地域課題を語り合える場の創出を進める。

4. 3 国、県、他自治体等との関係

本計画の推進に当たって、国・県の施策に同調し市に必要な連携を図ることとする。また各政策分野におけるデータ利活用の推進においては、近隣自治体をはじめ、他自治体との連携を深める。

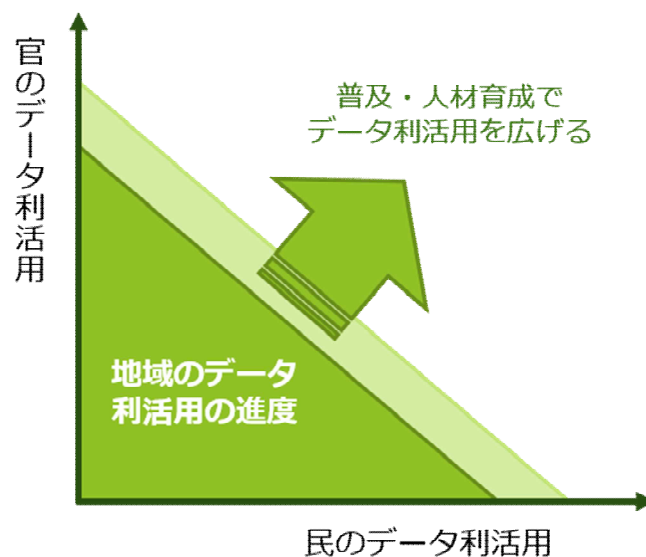
4. 4 人材育成

本計画の推進における取組は、先進的かつ技術的分野を含む側面がある。また、民のみ・官のみがその取組を一方的に進めても、地域のデータ利活用は領域が限られてしまう。そのため、内部体制の確保と共に、積極的な人材育成を進める必要がある。

また、データを官民の共通言語として活用する際に、議論のレベルを合わせるために民へのデータ利活用の普及啓発が必要不可欠である。

庁内においては、次章で示す8つの取組について、全般的な概念の理解を深めると共に、具体的なプロセスを行政運営の基盤として習得するように職員の育成を進める。

民においては、データ利活用の普及啓発に向けたサポートを進め、共に成長するよう信頼関係の構築やデータ利活用の連携の強化を図る。



<図 地域のデータ利活用の進捗：面積を広くしていく取組が必要>

5 官民データの利活用の推進に関する施策の基本的な方針

5. 1 各取組の基本方針

官民データの利活用の推進に関して、本計画の目的にあわせ、8つの取組を主な柱とする。

本計画の策定の目的（1）

データ利活用の推進

【取組 1】
政策立案におけるデータの利活用の推進に係る取組

【取組 2】
オープンデータ推進の加速化に係る取組

【取組 3】
データの標準化の推進に係る取組

【取組 4】
位置情報・地図情報等の活用の推進に係る取組

本計画の策定の目的（2）

データ利活用時代における各施策への I C T 導入の推進

【取組 5】 I C T 化・自動化（A I ・ R P A）等による
業務の効率化・スリム化に係る取組

【取組 6】 マイナンバーカードの活用の推進と
行政手続きのオンライン化の推進に係る取組

【取組 7】 データ利活用における境界線の排除と
自由度・安全性を高めたデータ流通を推進する取組

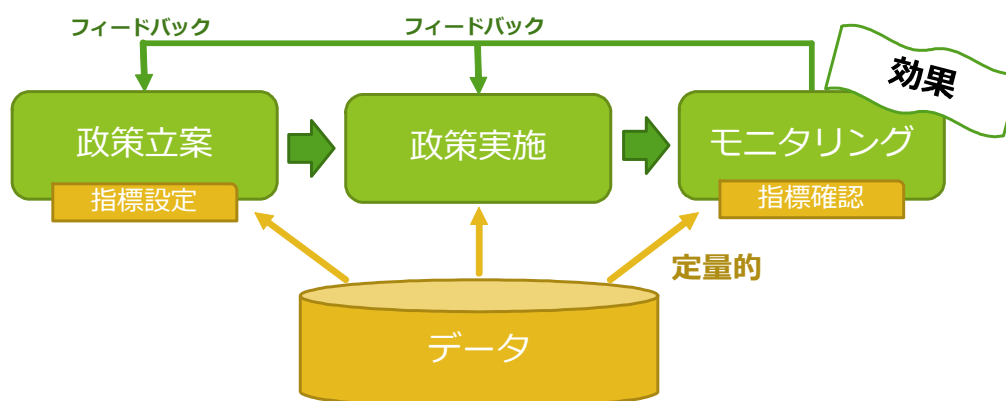
【取組 8】 データ利活用・情報化技術がもたらす
新しい社会への対応に係る取組

<図 8つの取組>

5. 1. 1 データ利活用の推進

【取組1】政策立案におけるデータの利活用の推進に係る取組

市民に対してよりわかりやすく開かれた政策の実現に向け、また市に対して求められる説明責任を果たすため、E B P M (Evidence Based Policy Making: 確かな根拠に基づく政策立案) の取組を強力に推進する。従来の経験を頼りにした政策の実施を、データ(根拠)に基づく政策に転換していくことにより、より地域の実情に合わせた効率的な行政が実現できる。



＜図 E B P Mの取組の流れ／出典：Code for Japan データアカデミー＞

政策立案（事務事業の新規形成のほか、既存事業のスリム化・効率化等最適化に向けた取組を含む）の過程では、課題に基づく仮説を立て、検証のために市が保有するデータ、各種統計データ、民間が公開するデータ・情報、R E S A SやG I Sなどのツールを横断的に使用し、データを分析・活用するプロセスを確立し実施する。



＜図 データ利活用のプロセス／出典：Code for Japan データアカデミー＞

また、内部データの庁内利用が進むようデータの棚卸しと集約化を進める。

総合計画により実施する政策については、事業目的に合ったK P Iの設定、予算の配分・適正な執行や費用対効果等、その後の評価のサイクルに、データおよびそれに基づく分析を積極的に使用する。

さらに、従来のP D C Aサイクルに加え、データ利活用により根拠を示すことで、デザイン思考の導入が可能になることから、合意形成・意思決定プロセスの加速化が期待される。

【取組2】オープンデータ推進の加速化に係る取組

市が保有するデータを整理し、利用可能な形式（標準化、マスク・フィルタ化）で庁内外で利用可能なオープンデータとして開放の更なる加速化を目指す。民との連携では、民のニーズに応じ、開放できるデータは積極的にオープンデータ化し、各部署において随時アップデートする体制を強化する。



＜図 裾野市WEBサイト 裾野市のオープンデータ＞

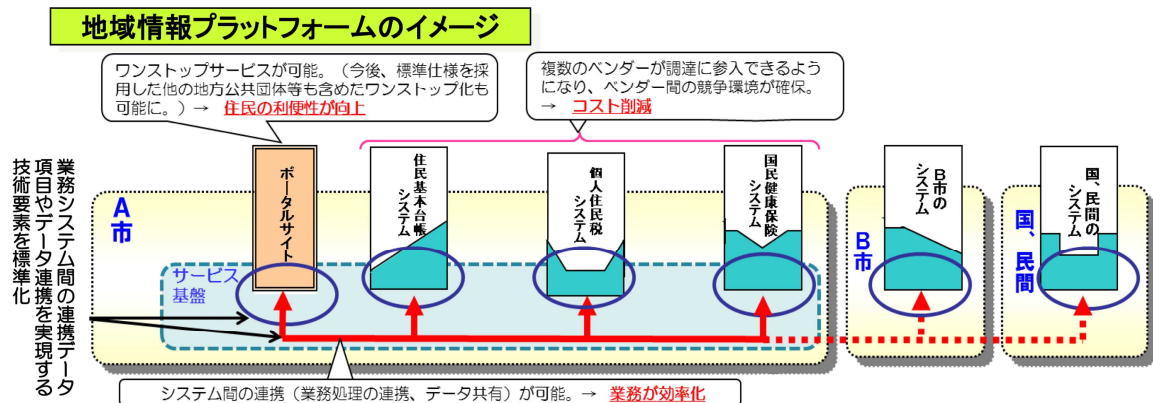
フォーマットについては推奨データセットの整備を実施し、推奨データセットフォーマットや、公共交通におけるGTFISなど、世界標準となっているフォーマットに準拠したデータとしての公開を目指す。

また、民による利活用が進めやすいプラットフォームでの開放を進める。

【取組3】データの標準化の推進に係る取組

データが積極的に利活用されるには、データの来歴や項目のレイアウト・形式などが基準に従って全国的に統一されていることが望まれる。そのための方策として、基準に基づいたデータの標準化を推進するための取組を実施する。

基幹業務システムにおいては地域情報プラットフォーム標準仕様や中間標準レイアウト仕様への準拠、GISにおいては統合型GISで利用するシェープファイルやKML形式など一般的な形式の利用など、業務ごとに標準フォーマットに基づくシステムを選定することとする。



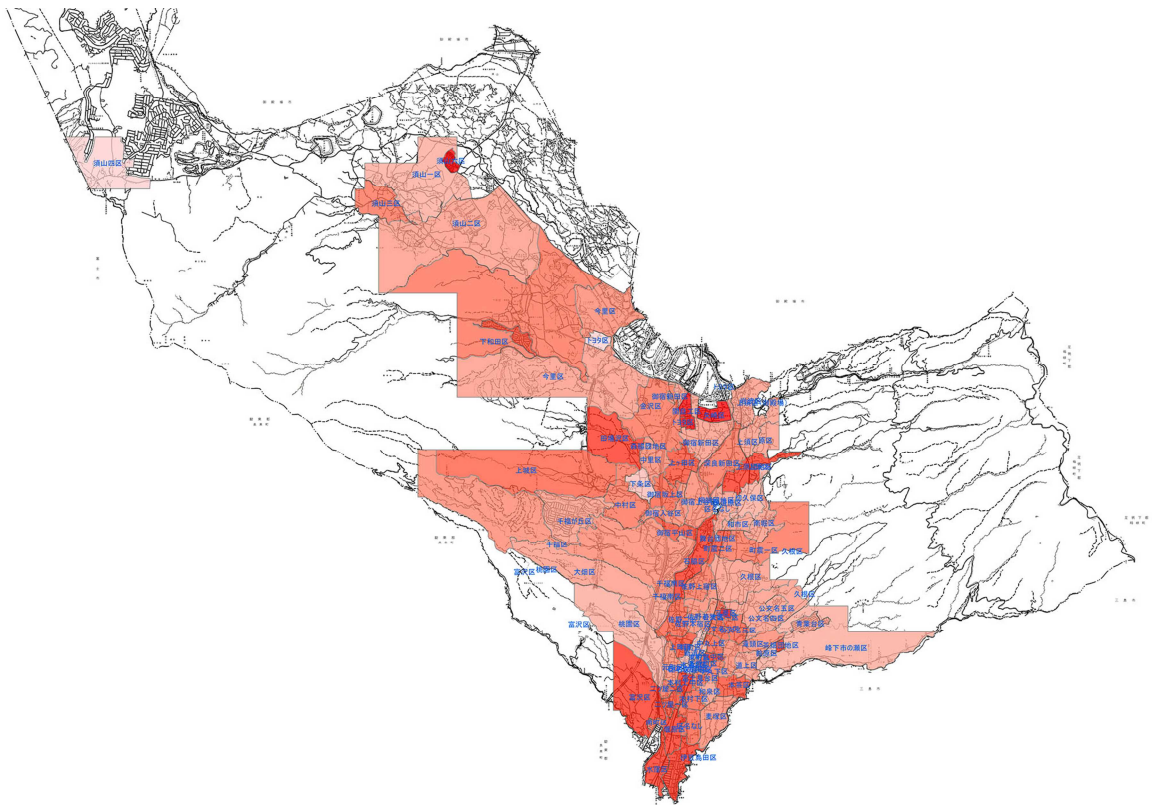
＜図 標準化の例 地域情報プラットフォームのイメージ／出典：総務省 「地域情報プラットフォーム」の普及促進 地域情報プラットフォームとは＞

また共通語彙基盤や文字情報基盤の活用など、ICT化を進める上で標準となる技術や仕様を積極的に導入し、業務やシステムのコストパフォーマンスを高め、安定化・効率化を図るものとする。

【取組４】位置情報・地図情報等の活用の推進に係る取組

位置情報や地図情報は、地域ごとの特徴を属性評価するために最も有用なデータの一つであるといえる。民間事業者もまた、重要な情報として位置づけており、近年のモバイル端末（および内蔵GPSの精度）の発達、民間の地図情報サービスの整備に伴って、より高価値で利活用が求められるデータとなっている。

既に市での活用も進み、統合型GISは地物や居住者の属性を位置情報とマッチングさせた横断的な串刺し検索や、ヒートチャート・同心円・メッシュなどによる地図上での可視化は地域の状態を直感的に集計・分析・把握できる強力なツールとなっている。このため、更に有用性の高いシステム構築と活用スキルの習熟に努める。



＜図 裾野市の各区における幼年人口の分布図示の例＞

また、民による更なる位置情報・地図情報の活用のため、市保有の位置情報を含む各分野のデータのオープンデータ化を進めると共に、動的な位置情報の利活用についても研究を進めていく。

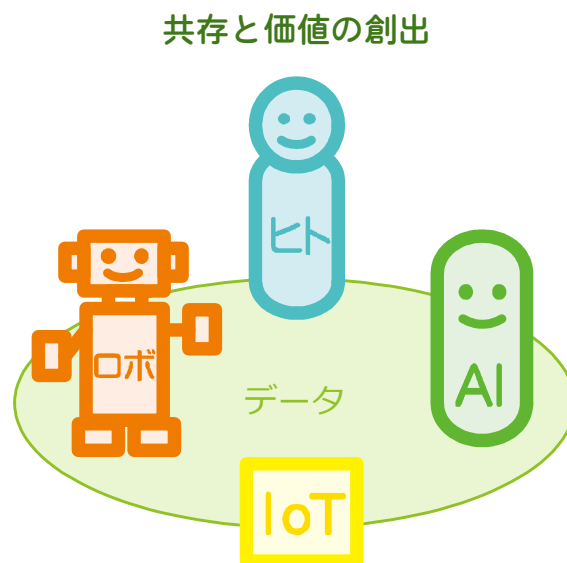
また民のもつ特定の位置情報やプローブ交通情報などを、官民連携による施策の展開に活用することや、各種地図情報や特定分野のサービスの利用の加速化が期待される。

さらに、オープンデータとして利用可能なオープンストリートマップの充実など、市民活動による地図情報の発展に積極的に関与していく必要がある。

5. 1. 2 データ利活用時代における各施策へのICT導入の推進

【取組5】ICT化・自動化（AI・RPA）等による業務の効率化・スリム化に係る取組

限られた人的リソースの最適化を図るため、ICT化、IoT（Internet of Things：身の回りのモノがインターネットに接続され情報通信や制御する仕組み）機器、AI（Artificial Intelligence：人工知能）やRPA（Robotic Process Automation：ロボットによる業務自動化）の活用により業務の効率化・スリム化を進め、役割分担による各々の共存と価値の創出を目指す。



<図 役割分担による各々の共存と価値の創出を目指す>

現在まで継続的に行っている情報システムの適正化について、セキュリティを確保した上でクラウドシステムの使用やペーパーレス化などを行い、経済性と効率性を勘案しながら総合的なシステムの構築・選定を実施していく。

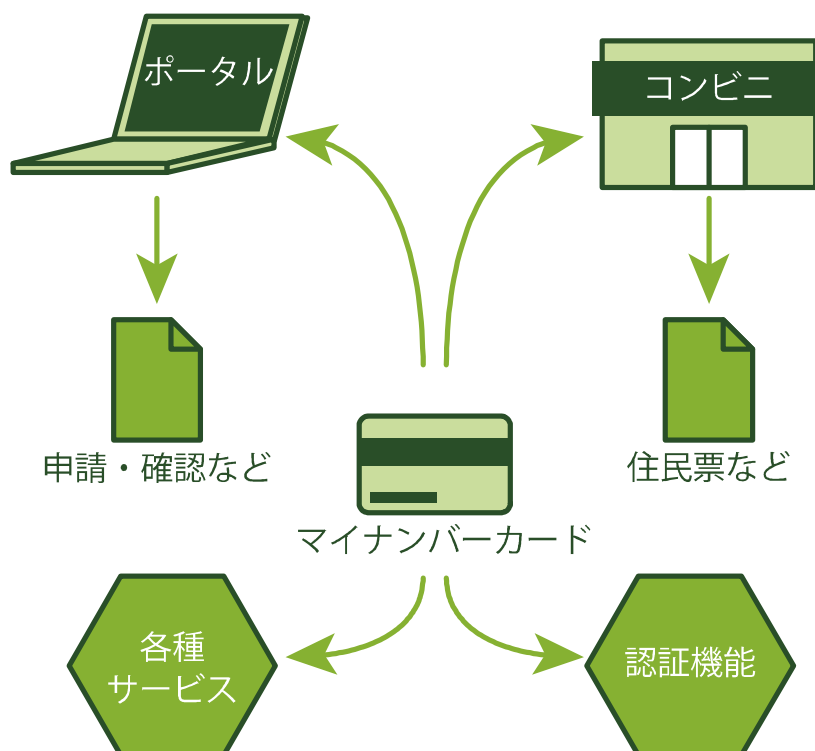
業務の省力化として、RPAを活用したルーチンワークの自動化や、AIやチャットボットなどを利用した行政質問に対する自動応答、IoTを活用したセンシング技術等による管理の自動化などを研究していく。

行政の行う仕事の中で大きな比重を割いている定型業務のうち、データの入力や蓄積、市民への応対といった部分を重点的に研究し、人的資源や時間的資源の圧縮という課題に対する回答を導き出す。

また新たに開発されるスマートデバイス等の事業への積極的な利活用について、費用対効果を十分に検証し、導入を進める。

【取組6】マイナンバーカードの活用の推進と行政手続きのオンライン化の推進に係る取組

マイナンバー制度については、自治体や各種団体間の情報連携の分野でめざましい実績を上げてきているところであるが、マイナンバーカードの普及に関しては実際の普及率をみても、また利用できるシステムをみても、現時点では満足できる状況には至っていない。ただし、マイナンバーカードが電子空間内での本人証明（認証機能）の基盤となりうる機能を有しているため、今後あらゆる分野での普及を見据えた活用を計画していくことに加え、継続的に普及率を上げる取組を進めていく。



＜図 マイナンバーカード活用の例＞

普及には一般への広報活動をさらに推し進め、地域や企業に直接働きかける等の取組を検討する。

マイナポータルやぴったりサービスに対応し、身分証としての活用やマイキーププラットフォームの活用についても研究していく。カードを利用した窓口手続きが一般化すれば、窓口業務の簡略化やスリム化につながり、またカードの電子証明の処理記録を活用して申請者に合わせた対応も可能となるため、今後の窓口システムのあり方についても検討していく。

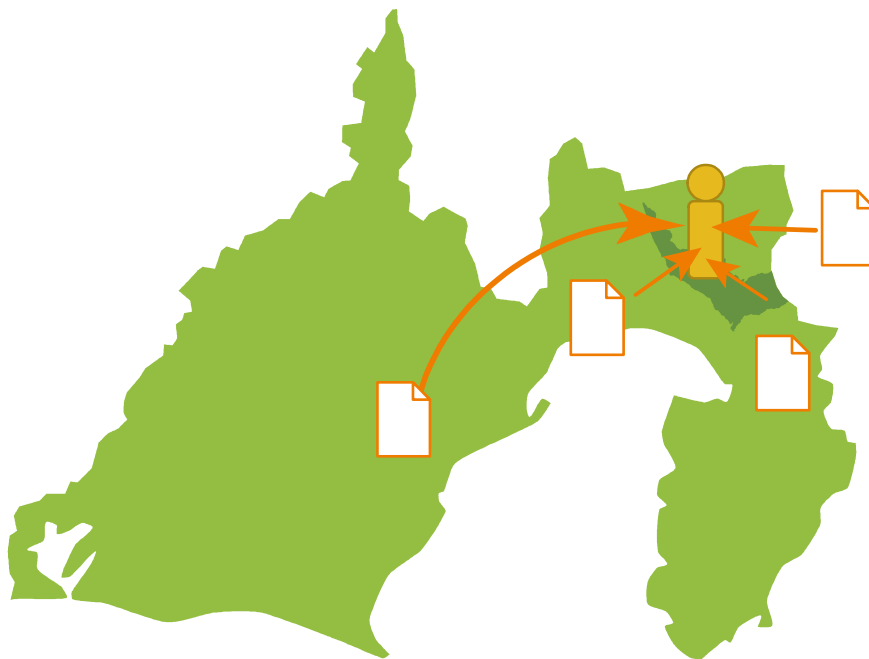
行政手続きのオンライン化の推進では、市民生活の利便性の向上等の本来目的に加え、システム上の処理記録の統計的利活用等を進める。

【取組 7】 データ利活用における境界線の排除と自由度・安全性を高めたデータ流通を推進する取組

データの利活用を推進する上で最も重要であることは、官と民、あるいは官と官、民と民の間でも、自由なデータ利用を阻害する境界線が存在し、総体としての効率化が進んでいないことがあげられる。こうしたデータ利活用における境界線を排除し、データの自由度を高め、データ流通を促進することがこれからの課題であると考えられる。

官と民の間でのデータ利活用が進まない原因としては、個人情報の保護に関して慎重なデータの取り扱いを要することが、大きな理由としてあげられる。これに関しては、総務省により公表された、“地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック”（2018年6月）に記載された取り扱いを参考に、個人情報とまらないデータ形式に加工されたものを使用することで解決を図る。“個人情報”に関する厳重な取り扱いは維持したままで、統計的に利活用できるデータは積極的に公開し自由度と安全性の高いものとしていく取組を推進する。

地域間・世代間・個人間の I C T リテラシーの格差を是正するための教育や交流等を積極的に取り組むことで、各セグメントの境界の排除を図る。



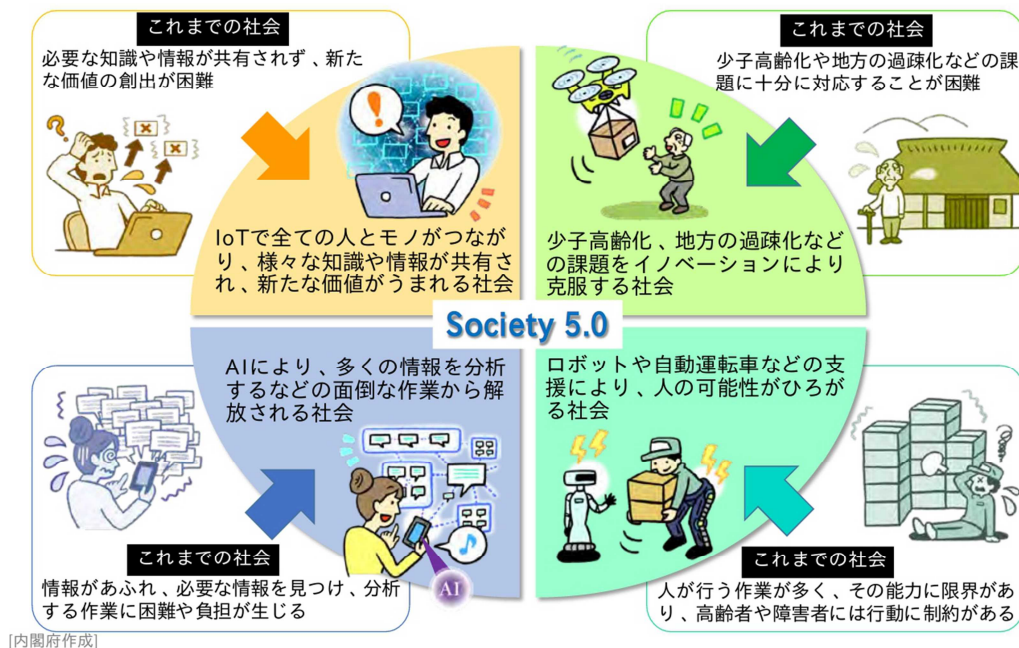
＜図 境界線のないデータ利活用を目指す＞

また、近隣自治体や県とも歩調を合わせ、広域行政としての統一された取組を推進することで、スケールメリットを生かしたより有効的な地域施策を実行する。

最終的には官・民や自治体の境界を意識をせず、自由で安全なデータ流通を実現することで、データ利活用におけるシームレスな社会の実現に向けて取り組んでいく。

【取組 8】 データ利活用・情報化技術がもたらす新しい社会への対応に係る取組

Society 5.0に示されるような、ICTを活用した新しい社会の構築に向けた取組について研究し、新しい世代の新しい自治体を目指していく。



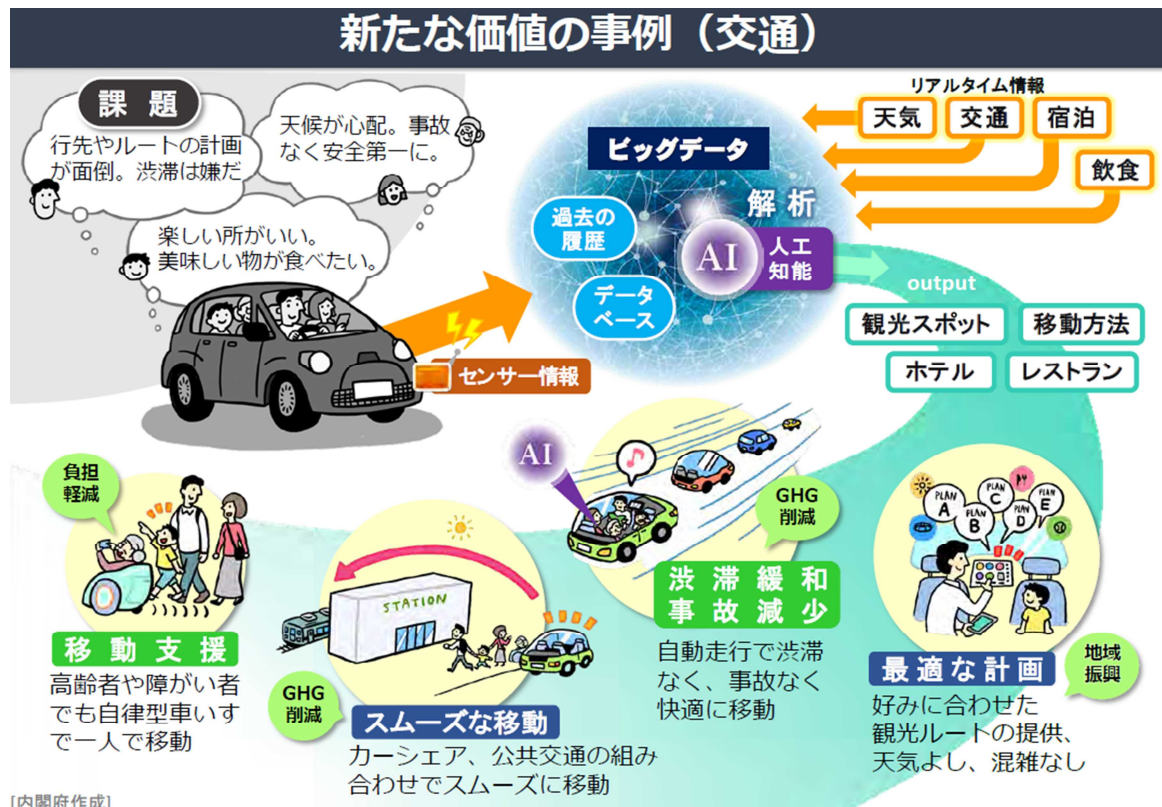
<図 Society 5.0で実現する社会／出典：内閣府WEB Society5.0>

ICTやデータの利活用には、優れたICT人材の育成が重要である。様々な分野への発展が進むICT技術を多方面から支える人材の確保が、今後の地方経済の要となることから、各種産業や教育分野だけにとどまらず芸術やスポーツの領域にも至る広範なジャンルへのICTの導入を見越した、総合的なICTの学習環境について研究を進めていく。

このために、先進的な取組だけでなく他自治体や民間におけるデータ利活用の現状について着実な事例の情報収集を常に行っていく。

地方創生に端を発する地域特性に合った新しいまちづくりに関する取組が更に必要となってきたが、今後のまちづくりを議論する際に、切り離すことの出来ないスマートシティ化の取組においてICTの果たす役割は重要であり、また目指すべきコンパクトシティの推進の鍵を握るのもICTである。

例として、スマートシティの実現では、しばしば道路インフラについても議論されており、世界的に見ても先端技術を担う各企業がITS（高度道路交通システム）の発展と普及に向けて研究を進めている。



＜図 新たな価値の事例（交通）／出典：内閣府WEB Society5.0＞

これらの自動運転システム、コネクテッドカーの着実な発展に伴い、交差点付近の情報を集めて車や歩行者に配信するスマート信号機の設置や、それを制御する新交通管理システムの整備が行政側の課題となってくる。現在は様々な理由からまだハードルが高い状態であるが、車自体が持っている情報収集端末としての可能性、そしてそのデータの有効性を考慮して、人口減少が進むエリアへの自動運転の導入等、官民連携の取組を研究し、推進していく。

また、地域・個人資源の相互活用を進めるシェアリングエコノミーや、自動化による生産性の向上を目指したスマート農業等、市においても広範囲で取り組むべく課題に対する可能性を秘めている。

その他、総合計画におけるあらゆる政策分野において、データ利活用と情報化技術による効果の最大化を目指し、Society 5.0を意識したまちづくりを推進していく。

6 個人情報の適正な取扱いとセキュリティの確保

本計画の実施に当たっては、「サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）」、「サイバーセキュリティ戦略（平成27年9月4日閣議決定）」、「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」、「裾野市情報セキュリティ基準」に基づく適切な情報システムの運用体制を確保するほか、「個人情報の保護に関する法律」、「地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック」および「裾野市個人情報保護条例」に基づく適切なデータの公開、運用を図る。

データを分析に利用する際は、匿名性を確保するため、個人を特定できない状態に加工したものを使用する。庁内でオープンに利用するデータはフォーマットを定めて定期的に更新を行う。それ以外の場合は、要求に応じてデータの主管課において抽出及び加工を行い、実際に利用する担当部署にデータを提供する。なお、複数のデータを関連付けた後で利用を行う場合、情報システム担当部門において関連付けと個人特定ができない状態への加工を実施し、データ利用部署に提供する。

7 関連法令・条例・基準・資料等

- ・ e-Japan戦略（内閣官房 平成13年 1 月22日）
- ・ 官民データ活用推進基本法（内閣官房 平成28年12月 7 日）
- ・ 世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（内閣官房 平成29年 5 月30日）
- ・ 世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（内閣官房 平成30 年 6 月15日）
- ・ 平成29年版 情報通信白書（総務省 平成29年 7 月）
- ・ 地方行政サービス改革の取組状況等に関する調査等（総務省 平成30年 3 月28日）
- ・ 地域情報プラットフォーム（総務省）
- ・ 中間標準レイアウト（総務省 自治体クラウドポータルサイト）
- ・ 共通語彙基盤（IPA 情報処理推進機構）
- ・ 文字情報基盤（IPA 情報処理推進機構）
- ・ 推奨データセット（内閣官房 政府CIOポータル）
- ・ サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）
- ・ サイバーセキュリティ戦略（平成27年 9 月 4 日閣議決定）
- ・ 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）
- ・ 地方公共団体におけるデータ利活用ガイドブック（総務省 平成30年 6 月15日）
- ・ 個人情報の保護に関する法律
- ・ 第 4 次裾野市総合計画後期基本計画（裾野市 平成28年）
- ・ 裾野市データ利活用推進本部設置要領（裾野市 平成30年 8 月）
- ・ 裾野市個人情報保護条例
- ・ 裾野市情報セキュリティ基準

裾野市
裾野市データ活用推進本部

平成 30 年 11 月 1 日

【担当】

裾野市企画部企画政策課

電話：055-995-1804 ファクシミリ：055-995-1861

e-mail：kikaku@city.susono.shizuoka.jp

裾野市企画部企画政策課情報政策室

電話：055-995-1805 ファクシミリ：055-995-1861

e-mail：joho@city.susono.shizuoka.jp

静岡県裾野市佐野 1059